

平 成 2 3 年 度

石狩市教育委員会会議（3月定例会）議案

- 議案第1号 石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について
- 議案第2号 石狩市教育委員会職員職名規則の一部改正について
- 議案第3号 石狩市教育委員会事務専決規程の一部改正について
- 議案第4号 石狩市スクールバス管理運営規程の一部改正について
- 議案第5号 石狩市立学校管理規則の一部改正について
- 議案第6号 石狩市民図書館条例施行規則の一部改正について
- 議案第7号 石狩市民図書館協議会への諮問について
- 議案第8号 教職員の処分の内申について（非公開）

石 狩 市 教 育 委 員 会

日 程

日 時 平成24年3月28日（水） 午後1時30分

場 所 市役所本庁舎 市議会第2委員会室

日程第1 署名委員の指名

日程第2 議案第1号 石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について

議案第2号 石狩市教育委員会職員職名規則の一部改正について

議案第3号 石狩市教育委員会事務専決規程の一部改正について

議案第4号 石狩市スクールバス管理運営規程の一部改正について

議案第5号 石狩市立学校管理規則の一部改正について

議案第6号 石狩市民図書館条例施行規則の一部改正について

議案第7号 石狩市民図書館協議会への諮問について

議案第8号 教職員の処分の内申について（非公開）

日程第3 教育長報告

日程第4 協議事項

- ① 平成23年度全国学力・学習状況調査問題を活用した北海道における学力等調査の結果分析について

日程第5 報告事項

- ① 平成23年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の調査票を活用した石狩市における調査結果の状況について

日程第6 その他

日程第7 次回定例会の開催について

平成24年4月 日（ ） 時 開催

議案第 1 号

石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について

平成 24 年 3 月 28 日提出

教育長 樋 口 幸 廣

このことについて、下記の改正理由により一部改正したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成 3 年教育委員会規則第 13 号）第 1 条第 3 号の規定に基づき議決を求める。

議案第 2 号

石狩市教育委員会職員職名規則の一部改正について

平成 24 年 3 月 28 日提出

教育長 樋 口 幸 廣

このことについて、下記の改正理由により一部改正したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成 3 年教育委員会規則第 13 号）第 1 条第 3 号の規定に基づき議決を求める。

議案第 3 号

石狩市教育委員会事務専決規程の一部改正について

平成 24 年 3 月 28 日提出

教育長 樋 口 幸 廣

このことについて、下記の改正理由により一部改正したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成 3 年教育委員会規則第 13 号）第 1 条第 3 号の規定に基づき議決を求める。

議案第 4 号

石狩市スクールバス管理運営規程の一部改正について

平成 24 年 3 月 28 日提出

教育長 樋 口 幸 廣

このことについて、下記の改正理由により一部改正したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成 3 年教育委員会規則第 13 号）第 1 条第 3 号の規定に基づき議決を求める。

＜議案第 1 号から第 4 号までの改正理由＞

平成 24 年 4 月 1 日付け人事異動による特別支援教育担当課長及び主任主査の配置、教育委員会事務分掌の一部変更に伴い、必要な改正を行う。

議案第 5 号

石狩市立学校管理規則の一部改正について

平成 24 年 3 月 28 日提出

教育長 樋 口 幸 廣

このことについて、下記の改正理由により一部改正したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成 3 年教育委員会規則第 13 号）第 1 条第 3 号の規定に基づき議決を求める。

＜改正理由＞

北海道公立学校校務支援システムの一部導入に伴い、必要な改正を行う。

議案第 6 号

石狩市民図書館条例施行規則の一部改正について

平成 24 年 3 月 28 日提出

教育長 樋 口 幸 廣

このことについて、下記の改正理由により一部改正したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成 3 年教育委員会規則第 13 号）第 1 条第 3 号の規定に基づき議決を求める。

＜改正理由＞

図書館協議会委員の任命基準が石狩市民図書館条例で規定されたことに伴い、必要な改正を行う。

議案第 7 号

石狩市民図書館協議会への諮問について

平成 24 年 3 月 28 日提出

教育長 樋 口 幸 廣

このことについて、石狩市民図書館協議会に対し、下記のとおり諮問したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成 3 年教育委員会規則第 13 号）第 1 条第 15 号の規定に基づき議決を求める。

石 教 図 第 号

平成 2 4 年 月 日

石狩市民図書館協議会

会長 菊 池 英 一 様

石狩市民図書館

館長 百 井 宏 己

諮 問 書

下記の事項について諮問いたします。

1 諮問事項

石狩市民図書館厚田分館と厚田小学校図書館の統合について

2 諮問理由

石狩市教育委員会では、「これからの図書館がめざすもの－石狩市民図書館ビジョン 2 0 1 0」及び「学校図書館等整備方針」を定め、市民の学習活動や子どもの読書活動の推進を図っております。

このような中、厚田区の石狩市民図書館厚田分館は、狭隘で、備品なども老朽化しています。また、厚田小学校図書館は、蔵書が少なく古いものが多い現状とともに、専任の職員も配置されていないなどの課題があります。

このため、児童の読書環境と住民への図書館サービスの充実を目指し、厚田小学校に分館機能を持つ新たな学校図書館の設置を計画しているところです。

このことを進めるためには、効率的、効果的な施設整備の手法として、石狩市民図書館厚田分館を廃止し、厚田小学校図書館にその機能を移管することが望ましいと考えております。

つきましては、石狩市民図書館厚田分館と厚田小学校図書館の統合についての効果的な取組の考え方や留意点などを、総括的にご検討いただきたく諮問します。